



## ～ご利用案内～

# 北区 市民参画スペース

区民の皆さんの地域活動や地域団体間の交流を支援するため、北区役所に『市民参画スペース』を設置しています！是非ご活用ください。

### <施設案内>

収容上限人数：30人

コピー機（1台）、机（10台）、椅子（40脚）、ホワイトボード等があり、団体の打ち合わせや情報交換をすることができます。

### <利用案内>

- 利用時間／平日9時～17時（開庁日のみ、年末年始除く）
- 1ヶ月に利用できる回数は5回までです。
- ご利用には、事前の団体登録が必要です。  
まちづくり課で団体登録手続きをしてください。  
※ 団体登録の条件・利用制限
  - ・ 主として北区民で構成され、北区内で活動する地域活動団体が対象です。
  - ・ 営利目的や宗教活動、政治活動のための利用はできません。
  - ・ 他人に迷惑をかける行為、公序良俗に反する行為はご遠慮ください。
- 事前予約制です。利用日の前々月の初日（閉庁日のときは、その翌日）から予約を受付します。（予約受付は平日（8：45～17：15）のみ。）

### <利用上の注意>

- 利用料／無料（駐車券の無料サービスは行いません）
- 飲食および騒音・振動が発生する行為は禁止です。
- 持ち込んだ物やごみ等は、全て持ち帰ってください。
- 事故、トラブル、盗難等の損害等について、区は一切の責任を負いません。
- 期日前投票など、区において使用する必要がある場合には使用できません。
- その他、詳細については、運用要領及び利用細則をご覧ください。

### <備品の利用上の注意>

- コピー機の印刷用紙は、利用団体をご持参ください。
- 備品は長く使うためにも、大切にお使いください。



市民参画スペース全体



市民参画スペース利用例



コピー機